

千葉県報

号外
令和8年8月7日

主要目次

告示

○ 千葉県企業立地促進資金融資要綱の一部を改正する告示

一

告示

示

千葉県企業立地促進資金融資要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年八月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第四百二十五号

千葉県企業立地促進資金融資要綱の一部を改正する告示

千葉県企業立地促進資金融資要綱（昭和五十六年千葉県告示第五百八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「年一・六パーセント以内」を「市場金利の動向等を勘案して知事が別に定める利率」に改める。

附則

（施行期日）

1 この告示は、令和八年八月十三日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の千葉県企業立地促進資金融資要綱の規定にかかわらず、改正前の千葉県企業立地促進資金融資要綱の規定により令和八年八月十二日までに融資された資金については、なお従前の例による。

購読料

本号

一部

六円

購読申込先

発行者

千葉県中央区市場町一番一号

千葉県

〇四三（二二三）二六五八